

深川市農業委員会総会議事録
(第 2 回)

令和5年5月31日

開 会 1 6 時 3 0 分

閉 会 1 6 時 5 2 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知		○
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁		○
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第2回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和5年5月31日（水）16時30分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 栗野 良寛委員 外24名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・成田主事補 |
| 5 書記 | 佐藤主任 |

宮谷局長

開会宣言（16時30分）

只今から、令和5年度 第2回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきまして、安居委員、板垣委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。作業については、平年より少し早めに推移しているのかなと感じていますが、近所の家でも田植えをしておりますので、中々順調ではないところもあるのかなと思っております。5月29日に、空知管内選出の国会議員に対し空知農業委員会連合会の要望書を持って、管内選出の国会議員は4名おりますが、渡辺先生、稲津先生、神谷先生の3人の事務所に伺いまして、要望書を渡しお願いをして参りました。その後、夕食を伴いまして、水活の問題等について意見を交わしたことで有意義だったと思います。翌30日には、北海道選出の国会議員に対する北海道農業会議主催の要請集会がありまして、そこでは与野党31人の北海道選出国会議員のうち、与党14人野党12人の方が来てくれたかと思っております。久しぶりの要請集会ということで、多くの先生方に来ていただきお話を伺っております。その後、午後から全国農業委員会会長大会に出席しまして、昨日帰ってきたところです。要請文については、皆様に審議してもらった内容を踏まえて、農業会議で決定したもので要請しました。先生方の話としては、農業基本法の見直しの内容等でありましたので、我々の要望書のとおりやっていたければ有り難いと思っておりますし、オール北海道体制でやっていただけないかなと、期待をして帰って参りました。

それでは、総会に入りますので慎重審議のほど宜しくお願いします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。
19番安村委員、20番大森委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告、(1) 農業行政報告はありませんので、(2) 農業委員会業務報告を局長より報告願います。

宮谷局長

4月27日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。
(1) 農地特別委員会開催結果報告を大川委員長より報告願います。

大川委員長

(資料に基づき説明)

菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおり承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は5件で、番号1番と2番が売買に係るあっせん申し出、3番から5番が賃貸に係るあっせん申し出です。5件すべて、申出年月日と指名年月日は、令和5年5月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第1号を報告どおり承認します。 次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
佐藤主任	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受領し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件で、旧法分のみです。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。 次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
後藤次長	記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付しましたので、ご報告いたします。今月は4件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。 証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番、2番は、農業委員会内規2—(1)—アの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「田」として交付しております。番号3番、4番は、農業委員会内規2—(1)—カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」により、番号3番は「山林」として、番号4番は「雑種地」として交付しております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)

菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第3号を承認します。</p> <p>次に、報告第4号 買受適格証明に係る農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
藤野係長	<p>記載の方より、農地法第3条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出があり、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないことを確認のうえ、会長専決により許可しましたので、ご報告いたします。本件は、本年2月の総会で公売に係る買受適格証明願について審議いただき承認された案件で、申請地及び申請人氏名・申請理由・申請人経営概況等については記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第4号を承認します。</p>
菊入会長	<p>続きまして、日程第5、議案に入ります。</p>
菊入会長	<p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
成田主事補	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は1件で、借主の経営移譲による解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、全て令和5年5月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明がありましたが、それでは質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
藤野係長	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は2件で、申請地及び申請人氏名・理由・借受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番、2番ともに、個人経営から転換して農地所有適格法人を新規設立したことに伴い、法人構成員及び構成員の家族から農地を使用貸借するもので、期間は30年となっております。なお、農地所有適格法人の新規設立による農地特別委員会での審議については、個人経営から法人経営へ転換するために法人を設立する場合で、かつ、農地所有適格法人の要件を満たす場合は農地特別委員会の審議の対象外となっております。今回の法人が、農地所有適格法人の要件を満たすことは事務局にて確認済みでございます。</p> <p>以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しない</p>

	<p>め許可要件を満たしております。 説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。 次に、議案第3号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
成田主事補	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は7件で、番号1番から4番までが売買の案件、5番から7番までが賃貸借の案件です。番号1番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号2番は、出し手が労働力不足により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はL資金です。番号3番から4番は、北海道農業公社の農地売買等事業の売渡で、受け手は借入地取得により経営安定を図るもので、資金対応はL資金です。この内、3番は通常売渡で、4番は早期の売渡です。番号5番以降は賃貸借の案件です。番号5番から7番は、期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は番号5番が10年間、番号6番から7番が5年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。 説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>議案第3号について、説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。 次に、議案第4号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は4件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。番号1番は、許可申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、農地法運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。番号2番から4番は、申請地が、農振農用区域内にありますが、用途区分変更手続き中です。申請理由は、いずれも、借主が作業の効率化、経営の安定を図るため、経営地に隣接する申請地に農業用施設を建設するもので、貸主がこれに</p>

	<p>賛同したものです。番号2番が格納庫の建設のため使用貸借、番号3番が乾燥施設の建設のため使用貸借、番号4番が牛舎を建設するため賃貸借するもので、農地法第4条第6項ただし書きにより「農用区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する」場合に該当し、転用止むを得ないとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>議案第4号について、説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第5号 現況証明書の交付について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがありましたので、適否について審議をお願いいたします。土地の所在・公簿地目等は記載のとおりです。今月は1件で、証明を必要とする理由は地目変更のためです。5月23日に五十嵐委員・栗野委員・清水正勝委員の3名で現地調査をしております。番号1番は、年月日不詳より原野となって現在に至っており、「申出のとおり非農地」で地目は「原野」との意見を頂いております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>議案第5号について、説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 16時52分)</p>